

事件の表 示 平成 20 年 (行ツ) 第 307 号  
平成 20 年 (行ヒ) 第 353 号  
決定日 平成 21 年 5 月 13 日  
裁判所 最高裁判所. 第二小法廷  
原判決の表示 東京高等裁判所平成 19 年(行コ)第 163 号(平成 20 年 7 月 10 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

上告人兼 申 立 人 東京地方医療労働組合連合会

上告人兼 申立人 根岸病院労働組合

被上告人兼相手方 国

同 参 加 人 医療法人社団根岸病院